

AgriTimes

あぐりタイムズ vol. 55

2010 / 2月号



税金と資産運用のプロとして
清田会計グループはお客様満足度No.1を目指します

今月の掲載内容

- | | |
|----------------------------|-----|
| ・ 所得税の確定申告 こんなことしていませんか？ | 1p～ |
| ・ 個人事業主の青色申告による専従者給与 | 5p～ |
| ・ 今月のトピック「増販増客シリーズ第16弾」 | 7p～ |
| ・ お客様からのお言葉欄、無料相談会、税務カレンダー | 9p～ |
| ・ 職員紹介「新米パパと子育ての達人」 | 10p |

当事務所ホームページも是非ご覧下さい！
税金や経営に役立つお得な情報満載のブログ、メールマガジン好評配信中！

ランドマーク税理士法人

検索



<http://www.zeirisi.co.jp>

ランドマーク税理士法人



日本マーケティング・マネジメント研究機構・増販情報センター
JMMO Marketing Information Center
Japan Marketing & Management research Organization Marketing Information Center

所得税の確定申告 こんなことしていませんか？

ついついしてしまう、うっかりミス。見逃しそうになるものが多々あります。今回は、当事務所にも質問があった「えっ、そうなの！」と思うようなミスをいくつか取り上げてみました。

1. 遺族年金は非課税所得です。

Aさんのお母さんは、68歳で、7年ほど前にご主人を亡くしています。以来、Aさんのお母さんは、遺族年金を年間240万円受け取っており、毎年確定申告をしています。お母さんの通帳を確認したところ、40万円の年金が2ヶ月ごとに入金されていました。Aさんはこれを踏まえ、確定申告をするにあたって、お母さんを扶養に含めず申告していました。

$$\begin{array}{l} \text{年金収入} - 65\text{歳以上の公的年金等控除額} = \text{合計所得金額} > 38\text{万円} \\ 240\text{万円} \qquad \qquad \qquad 120\text{万円} *1 \qquad \qquad \qquad 120\text{万円} *2 \end{array}$$

しかし、遺族年金は非課税所得であることを知り、Aさんのお母さんは、確定申告をする必要がなく、かつAさんの扶養親族に該当することがわかりました。

*1 公的年金等控除額

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額（A）	公的年金等控除額
65歳以上の人	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円
	770万円以上	(A) × 5% + 155万5千円
65歳未満の人	330万円未満	70万円
	330万円以上410万円未満	(A) × 25% + 37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 78万5千円
	770万円以上	(A) × 5% + 155万5千円

今回のケース

はこれ！



* 2 納税者と生計を一にし、合計所得金額が38万円以下の配偶者やその他親族がいる場合、扶養控除が適用されます。扶養控除額の内訳は下の表を参考にしてください。

扶養控除額の内訳

今回のケース
はこれ！



		控除額
一般の扶養親族		38万円
特定扶養親族（16歳以上23歳未満）		63万円
老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等	58万円
同居特別障害者 である扶養親族	一般の扶養親族	73万円
	特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	98万円
	同居老親等以外の老人扶養親族	83万円
	同居老親等	93万円



実際の処理はこうなります。

遺族年金は非課税所得に該当し、他に所得のないAさんのお母さんは、Aさんの扶養親族になります。また、お母さんの収入はこの遺族年金だけでしたので、確定申告は不要です。

そもそも、年金というと一般に、公的年金＝雑所得と考えがちです。お母さんは、本人の申告であったにも関わらず、遺族年金は、非課税所得ということを知らずに申告をしていました。また、Aさんの扶養親族の判定の際も、年金所得が38万円超であることに気をとられ、年金の種類を見逃していたため、扶養親族から外していました。

年金をもらっている場合、受け取っている年金の金額はいくらなのか、ということだけでなくどんな種類の年金をもらっているかも把握しましょう。通帳の記帳ではただ単に「年金」とだけ記入されていることが多いので、支払い通知書や年金証書で確認することがより確実です。また、遺族年金等の非課税所得を公的年金等に含めて確定申告をし、税金を納めていた場合、税法上は、法定申告期限から1年以内であれば払いすぎた税金の取り戻しが可能です。過去の確定申告を訂正するため「更正の請求」を行い、払いすぎた税金の還付を受けることができます。また法定申告期限後1年超5年以内の場合は、「嘆願請求」という手続きによって還付が可能です。

なお、「更正の請求」は納税者の法定権利ですが、「嘆願請求」は、あくまで税務署長の裁量を求めるお願いとして位置づけられています。そのため、否認されても異議申立てを行うことはできません。

非課税に該当する年金

遺族基礎年金、遺族厚生年金、寡婦年金、
遺族共済年金、遺族恩給、遺族企業年金、
障害基礎年金、障害厚生年金(共済年金)等



2. ホールインワン保険の受取保険金は一時所得です。

ホールインワンを達成すると、ゴルフ場への植樹、キャディーさんへのお礼、記念品贈呈、記念コンペの開催など、いろいろ費用がかさむようです。

Bさんは、週末にゴルフを楽しむのが習慣です。先日ついに念願のホールインワンを達成しました。Bさんはいつかこの日が来ると、ホールインワン保険に加入（保険料1万円）していたので、保険金80万円をもらい、そのお金で記念コンペを開催しました。ただ、その保険金を申告する必要があるのかと疑問に思い、心配で当事務所に相談がありました。



実際の処理はこうなります。

ホールインワン保険で受け取った保険金は一時所得に該当します。

保険金＝非課税（保険金はすべて非課税）と考えてしまうことが多いかと思いますが、ホールインワン保険は別です。一時所得には、特別控除額（最高50万円）がありますので、50万円以下の場合は無税となりますが、今回のケースは、保険金が80万円ですので、そこからホールインワン保険の保険料を差し引き、さらに50万円の特別控除額を差し引いた金額が、一時所得の金額になります。

ちなみにホールインワン保険の場合、その収入を得るために支出した金額に該当するのは、保険料だけです。記念品やキャディーさんへのご祝儀等の費用は、その保険金を得るために直接要した費用ではありませんので、控除することができません。

他に一時所得が無い場合には、次のように計算します。

$$\begin{array}{rccc} \text{総収入金額} & \text{支出した金額} & - & \text{特別控除額} = \text{一時所得の金額} \\ 80 \text{万円} & 1 \text{万円} & & 50 \text{万円} & 29 \text{万円} \end{array}$$

3. 配偶者控除と青色申事業専従者給与はダブル適用できません。

Cさんは青色申告書を提出している個人事業者です。同居の息子（Dさん）の妻を青色事業専従者として、年間 96 万円の青色事業専従者給与を支払っています。Dさんは会社員で働きに出ていますが、年末調整の際、妻の給与が 96 万円なので、配偶者控除を受けています。



実際の処理はこうなります。

Dさんの妻は、Dさんの青色事業専従者ではないので、Dさんで配偶者控除を受けても問題ないと考えていました。しかし、**Dさんの妻は、Dさんの控除対象配偶者とすることはできません**。すなわち、青色事業専従者に該当する人で、給与の支払いを受けている人は、だれについても控除対象配偶者、扶養親族に該当しないということです。



これから確定申告の時期が到来します。このようなうっかりミスをせずに、適正な確定申告を行いましょう。確定申告のご質問は気軽に当事務所までお電話・ご相談ください。



「個人事業主の青色申告による専従者給与」



私は不動産賃貸経営を行っており、家族に事務処理等を手伝ってもらっているため、給与を支払いたいと思っているのですが、この給与は必要経費とすることが出来るでしょうか。また、その場合の要件などについて教えてください。



不動産事業を個人形態で行っている方は、家族を従業員とし、その家族に対して給料を払っているケースが多く見受けられます。法人形態の場合には、定期同額給与に該当すれば支払った給与を損金の額に算入することができます。もちろん個人形態でも一定額を必要経費として収入から差し引くことができます。ただし、申告の形態によって家族に対する給与の取り扱いが異なります。もし、その事業者が白色申告を行っているのであれば、青色申告へ変更すると節税になります。以下で解説します。

1. 青色専従者給与と専従者控除

個人事業者が生計を一にしている家族を従業員とした場合に、その家族に対して給与を支払うことがあります。この給与は原則として必要経費にはなりません。しかしながら、特例で一定額を必要経費にすることができます。このとき、青色申告の場合と白色申告の場合で適用される特例が異なります。青色申告の場合には青色専従者給与の特例、白色申告の場合には専従者控除の特例になります。それぞれのメリットと要件は次のとおりです。

(1) 青色専従者給与の特例の要件

① メリット

不相当に高額な金額でなければ、家族に支払った給与の全額を必要経費にすることができます。

② 要件

イ) その年の12月31日現在で15歳以上である生計を一にする配偶者その他の親族に対して支払われた給与であること。(ただし、その年を通じて6月を超える期間、その事業に専ら従事していることも要件になりますので、学生(夜間学生を除く)や他の職業に従事している人などは事業専従者になることはできません)

ロ) 原則、青色専従者給与を支払う年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄の税務署長に提出していること

ハ) 届出書に記載されている方法により支払われ、かつその記載されている金額の範囲内で支払われたものであること

(2) 専従者控除の特例

① メリット

事業主の配偶者であれば 86 万円、配偶者でなければ 50 万円、または、この控除をする前の事業の所得金額を専従者の数に 1 を足した数で割った金額とのいずれか少ない金額を必要経費にすることができます。

② 要件

イ) その年の 12 月 31 日現在で 15 歳以上である生計を一にする配偶者その他の親族 (その年を通じて 6 月を超える期間、その白色事業者の事業に専ら従事している者) がいること

ロ) 確定申告書にこの控除を受ける旨、その金額など必要な事項を記載すること

ただし、上記の事業専従者（青色、白色共に）に該当する場合には、配偶者控除や配偶者特別控除及び扶養控除の適用対象者になることができません。そのため、事業専従者に対する給与の額が少ない場合には、かえって不利になることも考えられます。いずれが有利なのか、状況などをふまえて検討する必要があります。

2. 青色申告のすすめ

白色申告を行っている場合、青色申告にすることで、上記の専従者控除よりも有利な青色事業専従者の特例を適用することができます。また、正規の簿記の原則に従い複式簿記により記帳した場合には 65 万円（複式簿記によらない場合は 10 万円）の青色申告特別控除の特典や減価償却資産の計算の特例を受けることができます。売掛金や未収入金の多い方であれば、貸倒引当金の設定もできます。近年、パソコンなどの普及により、正規の簿記の原則に従った帳簿を作成するのも比較的簡単になっています。青色申告に切り替えて節税を検討してみてはいかがでしょうか。ただし、不動産事業の方が白色申告から青色申告へ変更して 65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、事業的規模（5 棟 10 室以上）を満たすことが要件になりますので、ある程度の規模をもって事業を行っていることが条件になります。しかしながら、事業的規模に満たない場合であっても 10 万円の控除はできますので節税対策としてはおすすめです。

3. 青色申告に関する届出と特典

今まで白色申告であった人が青色申告の適用を受けたい場合には、その年の 3 月 15 日までに「所得税の青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

また、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄の税務署長に提出する際には、同時に「給与支払事務所等の開設届出書」を提出する必要があります。その他、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出すれば、源泉所得税の納付を年 2 回にまとめて行うことができますので上手に特例を活用してください。



今月のトピック 「増販増客シリーズ 第16弾」

今月はココに注目！「飲食業：増販増客で前年の3倍の実績の巻」

健闘する第3セクター、道の駅「黄桜の里」

★増販増客企画を立案、実施、前年の3倍の売上実績！

道の駅などの経営は、一般的に第3セクター方式で行われています。第3セクターによる施設の経営は、立地がいいと経営が成り立ちますが、競合店があるなど立地内容で、経営内容は一気に悪化してしまいます。経営が悪化しても、あまりマーケティング的対応がとられないために、自治体が赤字補填をしては地方財政を圧迫するケースが多々発生します。

「黄桜の里」は、人口がわずか5,125人(2000年国勢調査)と少ない自治体が母体であり、決して好条件ではない中で、足踏み状態が続いていました。マーケティング面での前進を目指し、責任者である支配人が企画塾に参加し、レストラン部門の増販増客の企画に取り組みました。

1. 設備改善で稼働率アップ

まずレストランの設備を最小費用で改善、4名テーブルから2名テーブルに移行し、回転率を上げるとともに、ランチタイム混雑時の待ち時間にお客様にコーヒーを提供、これで機会損失を大幅に減らしました。また、待ち席として使用していた洋室を和室に変更、ランチタイムのみならず、団体の受入れ、小宴会の受入れとしても利用頻度が増え、客室売上が2.7倍に増加しました。

2. 地ビールフェアの開催

一升瓶販売…「地ビール2年目」ジンクス(ご当地ビールは、1年目は評判を呼ぶものの2年目に急減する傾向にあるというジンクス)を打ち破ろうと、県内産のビールとしては、初めて一升瓶に入れて販売することにしました。

告知活動…ゴールデンウィーク前に、地元の有力紙に地元天然水「ボツメキ」を使用した「ボツメキビール」の一升瓶の販売開始を告知、パブ(パブリシティ)記事として大きく掲載されました。即日、各方面から問い合わせが殺到し、大きな反響となりました。他にはタウン誌でプレゼント、ホームページでも告知、施設から前後1キロの道沿いには、のぼりを設置し、通行車両への告知を徹底しました。地元の「黄桜祭り」では、観光客に認知して頂くために、ボツメキビールを樽で振る舞いました。こうした告知活動が功を奏し、1ヵ月のフェア期間で目標1,000本販売予定が、1釜分3,000本完売達成に至りました。

3. 新そばフェアの開催

「黄桜の里」の増販増客企画はさらに続きます。次なる企画は、新そばフェアの開催でした。

そばの改良…まずは、そば粉の粗さを変え、より腰のある「やしおそば」を完成させました。

県内全域への告知活動…全県の湯楽里の利用経験者へ、DMで新そばを告知しました。そば100円割引券と入浴券のダブル特典付きで告知した結果、46.8%という高い反応がありました。

店内客にも告知…入浴者のそば需要を高めるため、100円割引券を提供し、利用促進。さらに、外回りの営業マンが各企業を訪問し、100枚のそば割引券を手渡配布しました。結果、新そばフェア初日2日間では、昨年対比で売上が229%増、DM・チラシ等の反応は、配布数に対して全体では、22.8%の利用があり、初日の状況は予想を大きく上回り、混雑を極め、嬉しい悲鳴となりました。1ヶ月間の売上は、前年比123%増という結果となりました。

このように「黄桜の里」の健闘は次々と継続している状況ですが、こまやかなマーケティング展開は、勝ちパターンを作り、次なる増販増客の可能性を広げていきます。

～まとめ～

現状：周辺地域の類似施設との競合とマンネリ化による低下。

1. 集客の低下
2. 企画商品のパワー不足
3. 客単価の低下
4. レストランの回転率のロス

課題：

1. レストラン客の増加(回転率2.3より2.7へ)
2. 再来店向上の為のツール開発
3. 通行車両へのPR不足
4. 客単価のUP(@1,077→@1,100)

分析：重要性・緊急性マトリクスシート



T：ターゲット

企画用途別と段階的にターゲットを広げる。

1. 秋田県全域
2. 町内外の入浴客
3. 天然水利用者
4. 顧客リスト者
5. 町内30km商圈

C：コンセプト

回転率UPと増客のための企画

1. レストランの設備改善
2. 新企画(ボツメキビール)
3. 新企画(新そば)
4. 企画の告知改善
5. 競合対策(差別化)

上記3項目の実施

成果：第3セクター「黄桜の里」健闘　～細やかな企画が功を奏し、相乗効果で増販増客へ～

- ・費用最小限での設備改善も功を奏し、売上増に寄与 (レストランの設備改善)
- ・目標1,000本販売予定が、1釜分3,000本完売達成 (新企画 ボツメキビール)
- ・フェア初日229%増。1ヶ月間では123%増 (新企画新そば)

【増販増客実例集 ver.2 事例:秋田増販情報センター 安心経営㈱代表取締役 杉山 隆(秋田県秋田市)】

うちも増販増客したい!という方は、当事務所はまっこ増販センターまでお気軽にお声掛けください!

《お客様からのお言葉欄》

「相続の申告を終えて」

♪ 一生に一度の相続申告ですので、どう対応するのか不安がありました。

農協の紹介を受け、今回、貴社様には大変お世話になり、ありがとうございました。おかげ様で、提出書類の的確なる指導、作成により予定より早く申告する事ができました。これからも、税対策、事務手続きにご指導を宜しくお願い申し上げます。

A様より



無料相談会のお知らせ



《1・2月の日程》

※いずれも時間は午前10時～12時まで

◇顧問弁護士へのご相談は……**1月14日（木）、2月12日（金）**

◇顧問司法書士へのご相談は…**1月21日（木）、2月18日（木）**



これまでにこんなご相談をいただいています

◇相続の対策をはじめたいが、何をしてよいかわからない

◇相続の際に親族間で争いにならないか心配だ

◇アパートのオーナーだが、立ち退き問題等で困っている

◇家賃を滞納されて困っている など



毎月第2・3木曜日に顧問弁護士、
顧問司法書士による「無料相談会」を
実施しています。

お気軽に遊びに相談ください！

納税スケジュール

期間

< 2・3月 >

納期限

税目	期間	納期限
個人住民税	4期分	2/1(月)
固定資産税	4期分	3/1(月)
所得税・贈与税	確定申告	3/15(月)
消費税	確定申告	3/31(水)

《今月のポイント》

1月は、法定調書の提出や償却資産の申告などがあります。

また、これが終わるといよいよ確定申告に突入します。

年が明けてまだ間もない時期ですが、気分新たに業務に取り組みましょう。

タワー事務所



最寄り駅

タワー事務所

桜木町駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分
みなとみらい駅 (みなとみらい線) 徒歩3分

横浜緑事務所

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩12分

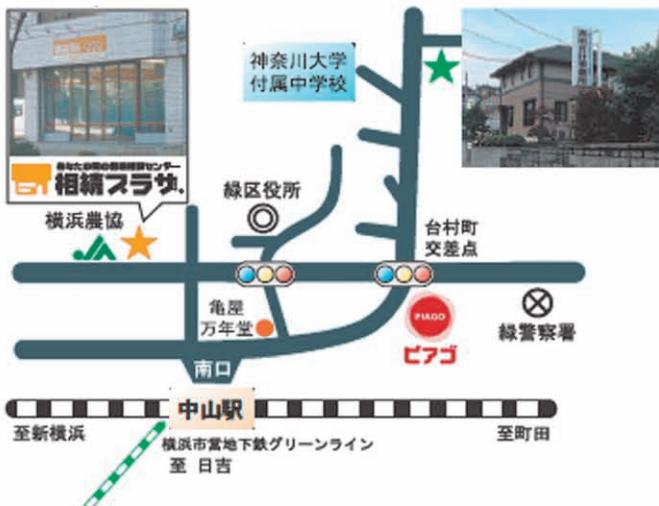
川崎黒川事務所

黒川駅 (小田急多摩線) 徒歩5分
若葉台駅 (京王線) 徒歩10分

行政書士法人中山事務所 (相続プラザ)

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分

行政書士法人中山事務所



横浜緑事務所

川崎黒川事務所



発 行

清田会計グループ 広報委員会

株式会社清田会計事務所
ランドマーク税理士法人
ランドマーク行政書士法人
株式会社ジョブセンター横浜
はまっこ増販センター

E-mail seita-yukihiro@tkcnf.or.jp

[相続税] <http://www.zeiris.co.jp> [法人税] <http://www.landmark-tax.com>

タワー事務所

〒220-8137 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階
TEL/045-263-9730 FAX/045-263-9731

横浜緑事務所

〒226-0014 横浜市緑区台村町644番地
TEL/045-929-1527 FAX/045-929-1528

川崎黒川事務所

〒215-0035 川崎市麻生区黒川24番地
TEL/044-281-3003 FAX/044-281-3004

行政書士法人中山事務所
(相続プラザ)

〒226-0011 横浜市緑区中山町83番地
TEL/045-350-5605 FAX/045-350-5606